

# 香美市「よってたかって見守り運動」参加募集要項

## 第1条 目的

香美市教育委員会（以下「香美市教委」という。）は、スポーツ等による健康増進を通じ、児童・生徒及び市民を犯罪から守ることを目的として、「よってたかって見守り運動（以下「運動」という。）」への参加協力を呼びかける。

運動に参加をしていただける協力者（以下「協力者」という。）は、ジョギングやウォーキング（散歩）を行いながら見守り（防犯）活動を行い、犯罪抑止や地域ぐるみでの防犯運動の高揚を図るとともに、自らの健康増進に努める。

## 第2条 活動内容

協力者は、児童・生徒の登下校時（主に登校：7時00分～8時30分、下校：15時00分～19時00分）や早朝及び夜間などにジョギングやウォーキング（散歩）、犬の散歩などを行いながら見守り活動を行う。

## 第3条 啓 発

香美市教委は、市民、関係機関及び学校に運動についての募集要項等を配付し、本運動への理解と協力を呼びかける。

## 第4条 協力者の登録及び有効期間

- 1 協力者には、できるだけ児童の登下校の時間帯に活動をお願いすることとするが、活動実施時間については自由とする。
- 2 協力者は、香美市「よってたかって見守り運動」登録申請書に必要事項を記入し、香美市教委又は各学校へ提出する。
- 3 協力者には登録者証とタスキを配付する。
- 4 登録の有効期間は特に定めないこととするが、運動に参加できなくなった場合はタスキを返却しなければならない。

## 第5条 その他

- 1 活動中に発生した怪我や事故等については、自己責任とする。
- 2 この要項に定めのない事項については、関係者協議のうえ決定する。

## 附 則

この要項は、令和4年9月1日から施行する。